

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和元年7月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から23までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。

(道路運送法第1条) (○)

2. 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業ではない。

(道路運送法第2条) (×)

3. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。

(道路運送法第3条) (×)

4. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。

(道路運送法第7条) (×)

5. 事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(道路運送法第9条の2) (×)

6. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

(道路運送法第10条) (○)

7. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(道路運送法第11条) (○)

8. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(道路運送法第12条) (○)

9. 一般旅客自動車運送事業者は、営業区域内から営業区域外への運送は行えるが、営業区域外から営業区域内への運送は行えない。
(道路運送法第20条) (×)
10. 事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。
(道路運送法第22条の2) (○)
11. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
(道路運送法第23条の5) (○)
12. 事業者は、事前に届出を行えばその名義を他人に利用させてもよい。
(道路運送法第33条) (×)
13. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(道路運送法第38条) (○)
14. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対しては、たとえその申し出た者がどのような者であったとしても、遅滞なく、弁明しなければならない。
(運輸規則第3条) (×)
15. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
(運輸規則第7条の2) (×)
16. 事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。
(運輸規則第15条) (○)
17. 旅客自動車運送事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客の運送の継続や出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければならない。
(運輸規則第18条) (○)
18. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。
(運輸規則第24条) (○)

19. 事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。

(運輸規則第28条) (×)

20. 事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点並びに日時、運行に際しての注意箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければならない。

(運輸規則第28条の2) (○)

21. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

(運輸規則第35条) (○)

22. 事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

(運輸規則第38条) (×)

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

(運輸規則第44条) (○)

II. 次の各文中の () の部分にあてはまる語句を下欄から選び () 内に記号を記入しなさい。

24. 一般旅客自動車運送事業者は、(イ) の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(道路運送法第15条)

ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数

25. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の(ア) に努めなければならない。

(道路運送法第22条)

ア. 向上 イ. 維持 ウ. 確保

26. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を(イ) 結果を生ずる競争をしてはならない。

(道路運送法第30条)

ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する

27. 一般旅客自動車運送事業者の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（イ）を受けなければ、その効力を生じない。

(道路運送法第36条1項)

ア. 許可 イ. 認可 ウ. 承認

28. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の（カ）を記載した（ア）を発行しなければならない。

(運輸規則第10条)

ア. 領収証 イ. 公示額 ウ. 支払時期 エ. 運送引受書
オ. 運行指示書 カ. 計算基礎 キ. 適用方法 ク. 見積額

29. 旅客自動車運送事業者は、疾病、疲労、睡眠不足、（ウ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

(運輸規則第21条)

ア. 運転が可能な イ. 集中力が欠落した ウ. 酒気を帯びた

30. 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（ア）保持するとともに、乗務員の酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

(運輸規則第24条)

ア. 常時有効に イ. 運行管理者が ウ. 乗務員が

31. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、（エ）及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

(運輸規則第26条第1項)

ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離

32. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（ウ）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。

(運輸規則第45条)

ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法

33. 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（イ）以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

(運輸規則第68条)

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

Ⅲ. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに乗務員台帳を作成し、これを運転者の属する営業所ごとに備えて置かなければなりません。では、下記の中で乗務員台帳に記載が必要な事項を選び、該当する事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。

(運輸規則第37条)

- | | |
|------------------------|-------|
| ①運転免許証の有効期限 | (○) |
| ②営業所の名称及び位置 | (×) |
| ③雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 | (○) |
| ④運転者の健康状態 | (○) |
| ⑤乗務員の家族構成 | (×) |
| ⑥作成番号及び作成年月日 | (○) |